

報道発表

令和元年9月6日



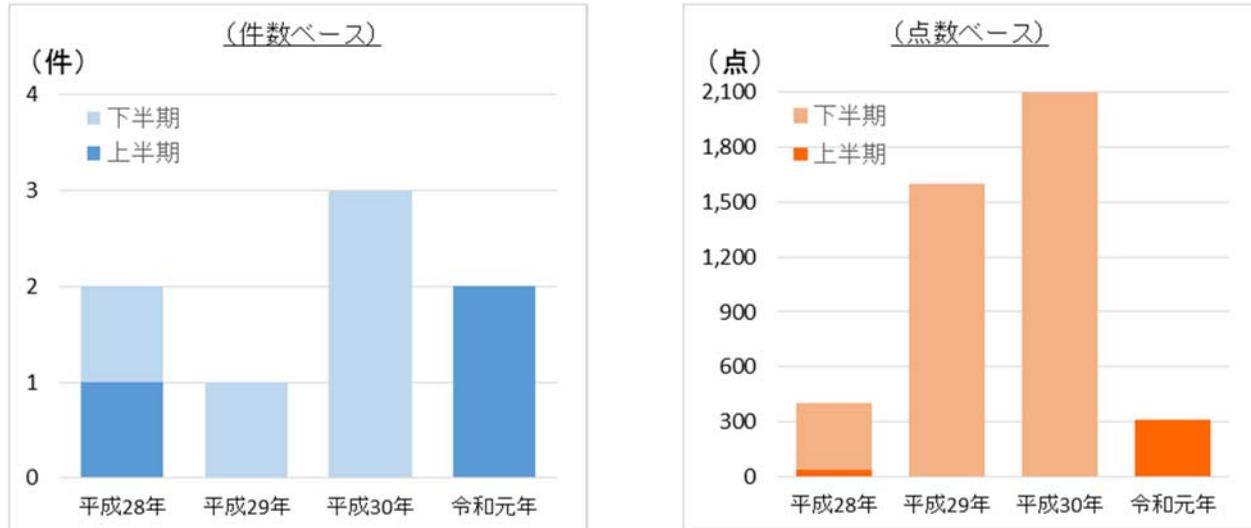
上半期の輸入差止点数が300点越え

～令和元年上半期の長崎税關における知的財産侵害物品の差止状況～（速報）

長崎税關は、令和元年上半期の長崎税關における知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

- 輸入差止件数は2件、輸入差止点数は308点で前年同期と比べ全増
- 輸入を差し止めた貨物の仕出国はすべて中国
- 差し止めた貨物は、すべて商標権侵害物品

知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移



(注) 令和元年上半期は、平成31年1月から令和元年6月を示します。

長崎税關で輸入を差し止めた侵害品の例

クッション（商標権）



ネームプレート（商標権）



問合せ先：長崎税關総務部税關広報広聴官

TEL 095-828-8606

本物そっくりだし…
ネットで簡単に
買えたし…
だって安いし…
バレないでしょ…
誰にも迷惑
かけてないし…
なんか面白いし…

ニセモノだけど 買っちゃった

それ、ホントに 大丈夫？

税関は知的財産侵害物品の輸入を水際で取り締まっています。近年ではインターネットやSNSの急速な発展により、誰でも簡単にニセモノが購入できるようになり、商品が海外から送られてくる事例も増えていますのでご注意下さい。

ニセモノの恐ろしさ

1. 経済への悪影響

ニセモノは、ホンモノを
製造・販売している企業の利益を
害します。

2. 犯罪組織の収入源に

ニセモノの販売によって得られる収益は、
組織犯罪グループの資金源となっている
といわれています

3. 健康被害

ニセモノは安全性が確保されていません。
ニセモノの使用による人体への被害例が
報告されています。

